

令和2年3月31日

学生各位

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が  
急変した世帯の学生のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した世帯の学生で、これにより、入学金、授業料等の納付が困難になった方は、本学の教務課学生係までご相談ください。

- 国による新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した場合の支援策「新型 コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt\\_gakushi01-000006193\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_gakushi01-000006193_01.pdf)

※各支援策は、日本人学生その他、在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」が対象です。

- 日本学生支援機構 [https://www.jasso.go.jp/news/1327624\\_1545.html](https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html)

《問い合わせ先》

山陽小野田市立山口東京理科大学  
教務課学生課  
電話 0836-88-4503